

登園基準について

○ 園児の陽性が判明した場合（症状の有無関係なし）

発症日の翌日から7日間が経過し、かつ、症状の軽快後24時間経過している場合は、療養期間が解除となり、8日目から登園が可能となります。

ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、マスクの着用・手洗い・うがい等、自主的な感染予防行動の徹底が困難な園児については、8日目から10日目までの期間、登園の自粛についてご協力をお願いいたします。

※発症日が明らかでない場合は、検体の採取日が0日目となります。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
発症日	(療養期間：7日間かつ症状の軽快後24時間) 登園不可 ※症状の軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合等を指します。(職員の場合も同じ)							(8日目に療養期間解除) 登園可能			
								(ご協力いただける場合) 登園の自粛			登園再開

○ 濃厚接触の場合の待機期間

感染者との最終接触日等(感染者の発症日又は感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方)を0日目として5日間(6日目解除)ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から登園が可能です。

○ 同居の家族に発熱症状がある場合

発熱症状のある方が抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認された場合で、園児本人の体調に異常がなければ、登園可能です。

令和4年10月20日
認定こども園 うのもり幼稚園